

1 特別支援学級の教育

特別支援学級は、障がいがあるために、通常の学級における指導では十分な指導の効果を上げることが困難な児童生徒に対し、きめ細かな教育を行うために、小学校及び中学校の中に、特別に設置された少人数の学級です。特別な配慮のもとに、児童生徒の実態に応じた適切な教育を行います。

特別支援学級は、あくまでも小学校又は中学校の学級の一つです。通常の学級の児童生徒と活動を共にする機会を設け、集団生活への参加を促し、相互理解を深めることが大事になります。そのため指導に当たっては、学級担任だけでなく他の教師と連携協力する等、校内全体の理解と協力体制の下で、特別支援学級における教育の充実を図っていくことが必要です。

【特別支援学級に関する法令上の規定】

学校教育法第81条

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

2 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

1. 知的障害者
2. 肢体不自由者
3. 身体虚弱者
4. 弱視者
5. 難聴者
6. その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

3 前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。



2 特別支援学級の対象

特別支援学級において教育する場合の対象となる障がいの種類と程度については、「障害のある児童生徒の就学について（通知）」（平成14年5月27日付け14文科初第291号）に示されています。

本県においては、「知的障がい」、「自閉症・情緒障がいの特別支援学級」が設置されており、その対象の障がいの程度は下のとおりです。自閉症・情緒障がい特別支援学級については、これまで「情緒障がい特別支援学級」の名称が用いられてきましたが、在籍者の実態を踏まえ、障がい種の明確化のために、平成21年2月文科省通知により、「自閉症・情緒障がい特別支援学級」と改められました。

【特別支援学級の対象者】

区分	障がいの程度
知的障害	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも
自閉症・情緒障害	一 自閉症又は <u>それに類するもの</u> で、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの※1 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも

※1 それに類するものとはアスペルガー症候群など、状態が類似する障がいを指す。

特別支援学級による指導の対象とすることが適当であるかについては、障がいのある児童生徒にとって、最もふさわしい教育を行うという視点に立って、教育学、医学、心理学等の観点から専門家の意見を聴いた上で総合的かつ慎重に行うことが大切です。また、特別支援学級への入級後も、障がいの状態の変化等に応じて適切な教育が行われることが大切であり、学校内の就学指導委員会等で、児童生徒の実態や教育内容や指導方法等の検討を行っていくことが求められます。



※引用文献 「障害のある児童生徒の就学について（通知）」平成14年5月 文部科学省

3 知的障がいとは？

知的障がいとは、「発達期に起こり、**知的機能**の発達に明らかな遅れがあり、**適応行動の困難性**を伴う状態」を言います。

この障がいの多くは、胎児期、出生時期及び出生後の比較的早期に起こります。その原因は多種多様で、具体的には不明な場合が多くあります。

知的機能とは、認知や言語などにかかわる機能であり、その発達に明らかな遅れがあるということは、精神機能のうち、情緒面とは区別される知的面に、同年齢の児童生徒と比較して平均的水準より明らかに遅れが有意にあるということです。

適応行動の困難性があるということは、適応能力が十分に育っていないということです。つまり、他人との意思の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについて、その年齢段階に標準的に要求される能力の段階まで至っていないということであり、特別な支援や配慮が必要な状態であるとされています。このように知的障がいは、全体的な発達の遅れとして現れるということになります。

この知的障がいの状態及び発達上の遅れは、ある程度持続するものですが、絶対的に不変で固定的というわけではありません。教育的対応を含む環境条件等を整備することにより、障がいの状態がある程度改善されたり、発達の遅れが目立たなくなったりする場合があります。

つまり、知的障がいは、児童生徒本人の実態だけでなく、環境的、社会的条件との関係性により、その障がいの状態が変わる可能性があるということがいえます。

知的障がい特別支援学級の対象となる児童生徒の状態像

- ・年齢段階に標準的に要求される機能に比較して、他人との日常生活に使われる言葉を活用しての会話はほぼ可能であるが、抽象的概念を用いて複雑で論理的な思考をすることが困難な程度。
- ・単純な比較的長い文章を読んで全体的な内容を理解し短くまとめて話すことが困難。
- ・計算はできるが、問題文を読んで問題の解き方を発見し、立式して正しく解答することが困難。
- ・家庭生活や学校生活における年齢段階に標準的に求められる食事、衣服の着脱、排泄、簡単な片付け、身の回りの道具の活用などにほとんど支障がない程度。

知的障がいのある児童生徒に見られる行動等の特性

- ・習得した知識や技能が偏ったり、断片的になりやすかったりする。
- ・成功経験が少なく、主体的に活動に取り組む意欲が十分に育っていない。
- ・習得した知識や技能が実際の生活に応用されにくい。
- ・実生活的な生活経験が不足しがちである。
- ・抽象的な指導内容より、実際の・具体的な内容が習得されやすい。

※引用文献「就学指導資料」平成14年6月 文部科学省

※引用文献「特別支援学校学習指導要領解説 総則編」平成21年6月 文部科学省

4 知的障がいの児童生徒への教育的対応

知的障がいのある児童生徒については、知的障がいの特性を踏まえて、次のような教育的対応を基本とします。

- ①児童生徒の実態等に即した指導内容を選択・組織する。
- ②児童生徒が、自ら見通しをもって行動できるよう、日課や学習環境などを分かりやすくし、規則的でまとまりのある学校生活が送れるようにする。
- ③望ましい社会参加を目指し、日常生活や社会生活に必要な技能や習慣が身に付くよう指導する。
- ④職業教育を重視し、将来の職業生活に必要な基礎的な知識や技能及び態度が育つよう指導する。
- ⑤生活に結び付いた具体的な活動を学習活動の中心に据え、実際の状況下で指導する。
- ⑥生活の課題に沿った多様な生活経験を通して、日々の生活の質が高まるよう指導する。
- ⑦児童生徒の興味・関心や得意な面を考慮し、教材・教具等を工夫するとともに、目的が達成しやすいように、段階的な指導を行うなどして、児童生徒の学習活動への意欲が育つよう指導する。
- ⑧できる限り児童生徒の成功経験を豊富にするとともに、自発的・自主的な活動を大切に、主体的活動を促すよう指導する。
- ⑨児童生徒一人一人が集団において役割が得られるよう工夫し、その活動を遂行できるよう指導する。
- ⑩児童生徒一人一人の発達の不均衡な面や情緒の不安定さなどの課題に応じて指導を徹底する。



5 自閉症とは？

自閉症とは、以下の特徴によって規定され、医学でいう広汎性発達障がいに含まれる障がいです。

- ・人への反応やかかわりの乏しさなど、社会的関係性の形成に特有の困難さが見られる。
- ・言葉の発達に遅れや問題がある。
- ・興味や関心が狭く、特定のものにこだわる。
- ・以上の諸特徴が、遅くとも3歳までに現れる。

これらの特徴は、軽い程度から極めて重い程度まで見られ、一人一人の状態像は様々です。また、自閉症は、その70%程度が知的障がいを併せ有するとされており、知的機能の発達の遅れがない場合は、高機能自閉症と呼ばれます。また、一部にてんかんや脳波の異常が見られることもあります。

自閉症の原因はまだ明らかではありませんが、これまでの研究から、何らかの因子が胎児期から出生の早い時期までに、脳の機能の一部に影響を及ぼすと考えられています。

自閉症の児童生徒には、下記のような行動の特徴が見られます。

対人関係	視線が合わない、名前を呼んでも振り向かない、人を意識して行動することや人に働きかけることが見られないなど、人へのかかわりや人からの働きかけに対する反応の乏しさが幼児期に見られる。周囲の適切なかかわりによって、少しずつ育まれてくるが、未熟さが残ることが多い。
言語	自閉症が重度であれば、言語の獲得は困難であり、わずかな表出言語はあっても、意思の伝達に活用するまでには至らないことが多い。一方、知的機能に遅れがない場合は、話すこと自体には問題がない児童生徒もいる。 言葉の遅れの他に、伝達機能を持たない言葉の使用、例えばおうむ返し（エコラリア）、コマーシャル等の機械的な繰り返し、独り言が見られる。また、特定の事物の名称や文字を機械的に記憶することはできるが、抽象概念の形成、因果関係の理解、同一の言葉の文脈に沿った読み取り、言葉の活用等が困難である。さらに、指差し、うなずきなどの身振りでの伝達手段の理解と活用が苦手である。
同一性の固執	同一性への固執は、いわゆるこだわりとして現れ、対象が新たに別のものによって変わっていくことはあるが、長期にわたり持続することが多い。行動としては、ある行動を同一のパターンで繰り返すこと、日常生活や遊びなどの活動に手順を定め、その順番を変えないこと、学校の日課の変更などの環境の変化に適応できないこと、特定の事物に興味と関心が集中すること。
その他	感覚刺激への特異な反応（ある種の刺激に特異的に興味を示す反面、別の刺激には、極端な恐怖を示すことがある）、種々の感覚を同時に処理することが苦手（姿勢を制御することに意識が集中し、その他の働きかけには注意を向けられない）、食生活の偏り、自傷等、多動等

※引用文献「就学指導資料」平成14年6月 文部科学省

6 自閉症の児童生徒への教育的対応

①日常生活習慣の形成のための指導

日常生活習慣を身に付けることは社会生活の基本であり、自閉症を対象とする特別支援学級では、食事、排泄、衣服の着脱などの指導を学校生活の中で適切に行う必要があります。特に、一日の学校生活の流れが理解できるようにしたり、日課等を分かりやすくしたりするなどして、児童生徒の心理的な安定を促し、固執性が目立たないように配慮しながら、生活に必要な諸技能を習慣として身に付けさせることが大切です。

日常生活習慣は、特に、学校と家庭との連携を密にすることによって、より確実に身に付けることができます。

②運動機能、感覚機能を高めるための指導

動作の模倣、遊具や道具を使った運動等により、自ら体を動かそうとする意欲を育て、協応動作等、運動機能の調和的発達を図るよう指導を進めることが必要です。特に、視覚、触覚などを正しく活用することにより、目的のある行動を形成することをねらいとし、さらに教材・教具を工夫するなど、指導方法に留意していくことも大切です。

③言葉の内容を理解するための指導

人の声に注意を向ける、人の話を聞く、返事やあいさつをするなどの必要な態度を形成し、人のかかわりを深めるための基礎づくりをねらいとして指導を進めることが必要です。

また、注意力や集中力を身に付け、言葉を理解するとともに、実際の生活に必要な言葉を適切に使用できるように指導していくことも大切です。例えば、模型の電話やマイクを使って、話すことなどの場面の設定、創意工夫された絵カードや文字カード等の教材・教具等を活用していきます。

④人とかかわりを深めるための指導

一日の生活リズムを体得することにより、情緒が安定し、友達や教員と一緒に活動する喜びや楽しさを味わい、集団の雰囲気になれることをねらいとした指導を行うことが必要です。例えば、動作の模倣、遊び、劇、係活動などいろいろな活動を通じて、集団での役割を理解し、相手の立場が理解できるようにすることなどです。

また、一人一人の児童生徒の学習の状況等に応じて、通常の学級での授業（国語、音楽、図画工作、体育など）や特別活動に参加して交流を進め、人間的なふれあいを深め、集団参加が円滑にできるようきめ細かな配慮を行うことも大切です。

※引用文献「就学指導資料」平成14年6月 文部科学省

7 情緒障がいへの教育的対応

情緒障がいとは、主として心理的な要因の関与が大きいとされている社会的適応が困難である様々な状態を総称するもので、選択性かん黙、不登校、その他の状態（多動、常同行動、チックなど）があげられます。情緒障がいの種類と教育的対応は、以下のとおりです。

選択性かん黙

選択性かん黙とは、一般に、発声器官等に器質的・機能的な障がいはないが、心理的な要因により、特定の状況で音声や言葉を出せず、学習等に支障がある状態です。

選択性かん黙は、自閉症等とは異なり、言語を習得し、理解することには特別な障がいはないことに留意する必要があります。

原因は、一般に、集団に対する恐怖、人間関係のあつれきなどが指摘されています。また、その状態が著しい場合には、知的障がいや自閉症などと区別しにくいこともあるので、多方面からの調査を基にした総合的な判断が必要です。

不登校

不登校の要因は様々ですが、情緒障がい教育の対象としての不登校は、心理的、情緒的理由により、登校できず家に閉じこもっていたり、家を出ても登校できない状態です。そして、本人は登校しなければならないことを意識しており、登校しようとするができないという社会的不適応になっている状態です。

つまり、一般的に怠学や学校の意義を否定するなどの考えから、意図的に登校を拒否する場合は、学校に登校しないという状態は類似していますが、ここでいう情緒障がいの範ちゅうには含まないということになります。

不登校には、生活リズムの安定や自我、自主性の発達を促し、家族間の人間関係の調整を図るための指導等が必要です。

その他の情緒障がい

その他の情緒障がいの状態としては、まず、多動（自閉症による場合を除く）があります。多動の原因は明らかではありませんが、原因として不適切な生育環境等の心理的な要因の関与があげられますが、中枢神経系の機能不全があることが否定できない場合もあるとされていることから、留意して対応することが重要です。

次に常同行動があげられます。常同行動とは、常に同じ動作を繰り返す状態を指します。例えば、長時間身体を前後に大きく揺する、手足の一部の小さな反復動作など、同じ動作を反復するという状態があります。

また、類似する状態としてチックがあげられます。チックとは、筋肉が無意図的に動く状態を指し、本人が止めようとしても止まらず逆に激しくなる場合もあります。例えば頻繁なまばたき、顔をしかめること、首を曲げたり、頭を振ったりすること、しゃっくりのような音を立てること、舌を鳴らすことなどがあります。

その他にも、情緒の未成熟や心理的な要因による偏食、夜尿、指しゃぶり、爪かみなど、それらによって集団生活への適応が困難である場合には、情緒障がい教育の対象となる場合があります。